

四日市市告示第105号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成6年3月30日四日市市告示第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第5条 融資の対象となる者は、本市内に主たる事業所又は事務所を設置し、又は有する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第23項各号に掲げる創業者。</u></p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第5条 融資の対象となるものは、本市内に主たる事業所又は事務所を設置しようとするもの又は有する者で、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（以下、「法」という。）第2条第23項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</u></p> <p><u>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証を付して融資を受けようとするもの（以下「支援創業関連保証付融資」という。）にあ</u></p>

っては、6月以内。）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

(イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（支援創業関連保証付融資にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。

イ 法第2条第23項第2号、第4号及び第6号に掲げる次の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以降5年を経過していないもの。

(ア) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以降5年を経過していないもの。

(イ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以降5年を経過していないもの。

(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以降5年を経過していないもの。

(削除)

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 1企業 2,000万円

(2) 及び(3) (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあつては0.3%)

(5) 及び(6) (略)

(報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 この要綱に関し、市長が報告又は調査が必要であると認めるときは、借受人はこれに応じなければならない。

別表1

2 前項(2)アに規定する「1月以内」、  
「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、  
融資が実行された日を基準とし、  
(2)イに規定する「事業を開始した日以降5年」  
の起算日は、事業の開始が確認可能な日とし、  
「設立の日以降5年」の起算日は、  
登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 1企業 1,000万円  
(支援創業関連保証付融資にあつては1,500万円)

(2) 及び(3) (略)

(4) 保証料率 0.6%

(5) 及び(6) (略)

(報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 この要綱に関し、市長が報告又は調査が必要であると認めるときは、借受者はこれに応じなければならない。

別表1

①から③まで (略)

④ 許認可事業については、すでに許認可を受けている又は受けることが確実な見通しの挙証があるもので、許認可事業開始の具体的事実が客観的に明らかであること。

別表 2

①から④まで (略)

⑤ 印鑑証明書、完納証明書

⑥ (略)

①から③まで (略)

④ 許認可事業については、すでに許認可を受けているか又は受けることが確実な見通しの挙証があるもので、例えば当該事業に係わる許認可を受けるうえで必要とする建物の建築許可を受けているとか、必要欠くことのできない設備機器等を設置あるいは正式に発注済みである等、許認可事業開始の具体的事実が客観的に明らかであること。

別表 2

①から④まで (略)

⑤ 印鑑証明書、完納等証明書

⑥ (略)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)